

国公立大学法人における正規職員と非常勤職員の待遇

— 東京大学の事例 —

東京大学職員組合「非常勤職員」部会

東京大学には

約2,800名の非正規職員(教員以外の事務補佐員等の「非常勤職員」)が雇用されており、その内訳は、
フルタイム(勤務時間・週40時間)が200名、

パートタイム(勤務時間・週30時間以下、正式名称は「短時間勤務有期雇用職員」)が2,600名である。

後者については、勤務時間は短くても正規職員不足の穴埋めのために雇用されているので、遂行している職務は殆ど正規職員と同じである。
職員の構成比について見ても、

正規職員・55対非正規職員・45

であるから相当なウエートを占めており(因みに、日本の全労働者構成比は70対30と言われている)
東京大学の運営は、非正規職員の雇用によって辛うじて成り立っていると看做しても決して過言ではない。

にも拘らず、東大当局は「法人化」後においても待遇を改善することには消極的であり、
僅かに2005年から「夏季休暇」の2日間の有給化を認めたに過ぎない。

ここでは、非正規職員の中でも圧倒的多数を占めている短時間勤務の「非常勤職員」の待遇と正規職員の待遇とを
比較し、その劣悪な実態をアピールすると共に、次の3項目については緊急に改善を望むものである。

- ① 時間単価を正規職員に近づけるべくアップすること、
- ② 期末手当を支給すること、
- ③ 忌引き休暇を有給にすること。

		正規職員	非正規職員(週30時間以下)
賃金 関係	本俸(1時間単価)	1,049円(大卒初任給の例)	892円(「事務補佐員」の大卒初任給の例)
手当 関係	都市手当	本俸の12%(1時間・125円=大卒初任給の例)	本俸の12%(1時間・107円=「事務補佐員」大卒初任給の例)
	通勤手当	最高 55,000円まで (長距離通勤が考慮されている)	出勤日数及び通勤経路に応じて、回数券、 定期券のいずれか低廉の方の金額を支給
	期末・勤勉手当	年間 4.4ヶ月	× なし
	扶養手当	配偶者 13,500円 第一子 6,000円 第二子 6,000円	× なし
	住居手当	最高 27,000円まで	× なし
休暇 関係	退職手当 (自己都合による事 事例)	勤続1年で本俸の0.6ヶ月 勤続5年で本俸の3ヶ月 勤続10年で本俸の7.5ヶ月	× なし
	年次有給休暇	年間で20日間、但し新規採用の場合は20日間 を採用月から12月末までの在職期間で按分した 日数	週30時間勤務者・6ヶ月経過で10日間、以後1年毎に1日増 加、30時間以下の勤務者は勤務時間に比例して6ヶ月経過で の付与日数は7日～1日間に漸減
	病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと 認められる期間、但し1週間を超える場合は医師の 診断書が必要	業務上の傷病に限り3日間有給
	夏季休暇	3日間	2日間(2005年から実施)
	忌引き休暇	最高7日間	× なし